

## 久喜市中間前金払取扱要綱の一部を改正する告示

久喜市中間前金払取扱要綱（平成30年久喜市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この告示による改正後の久喜市中間前金払取扱要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。